

# 攻める労務管理 守る労務管理

石田幹夫

9



製造部組立課の女性3名から、組立課長による仕事の指導と称する日常的な腰、胸などを触る、これに加えてあからさまに性経験を聞く。製造部長に相談したが笑って取扱いあげてくれない。我慢にも限度がある。被害者は私達のほか大勢いる。訴へに来たという。このセクシュアル・ハラスメント問題、さて労使攻防どう対応するか。

セクシュアル・ハラスメント発生をめぐる対応

ト」とは  
男女雇用機会均等法第11条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）において「職場のセクシユアル・ハラスメント」とは

的な言動により、職場環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な影響を与えるなど「環境型セクシュアル・ハラスメント」としては、

「深々と頭を下げる労

務担当重役」

製造部組立課長による日常的なセクシュアル・ハラスメントを直訴する女性社員3名に対して、労務担当重役は

「申し訳ない、の一言の釈明に対し、「何がスキンシップか！」と激怒しながらひと言ではね退けた。

「直訴その日に解決をめざす労務担当重役」

私達3名が代表して労務担当重役のところに一直訴へに来たという。このセクシュアル・ハラスメント問題、さて労使攻防どう対応するか。

「職場において行われる労働者の意に反する性

—そもそも「職場のセクシュアル・ハラスメン

これはすべて私の責任です。この問題は私の手で本日中に解決します」と言いながら深々と頭を下げた。これが守る労務管理の一端である。

○激怒する労務担当重役

組立課長の職場内でのセクハラ行為が「我慢にも限度がある」とまで悪化しているのに、これを見逃していた悔しさに責められながら、呼びつけた製造部長、組立課長を前にして、とくに組立課長の

「スキンシップでした」の釈明に対し、「何がスキンシップか！」と激怒しながらひと言ではね退けた。

○直訴その日に解決をめざす労務担当重役

社長に対し、女子社員3名の直訴、そしてその内容を説明し、この問題の解決について一切の権限をもらつた。

この間、労務部門の社員に対して命じていた

事実の確認「があがつてきた。報告の内容は一女性3名の直訴は事実そのもの」であった。この報告を受けた労務担当重役はその日の夕刻までにスメントの加害者である組立課長を分工場に異動、係長に降格。これに対する製造部長の「彼は有能なる社員」の言葉を一蹴。○朝礼、社内報などの活用による「セクシユアル・ハラスメントを起さない企業の方針」を改めて徹底

○形骸化しているセクシュアル・ハラスメントの「相談窓口」を現実にそして柔軟に対応できる窓口へ転換など、矢つき早に指示を与えた。セクシュアル・ハラスメント」を起こさない体制づくり、これが「攻めの労務管理」そして発生した場合の素早い対応、これが「守る労務管理」である。